

令和7年度（教総委）第60号
多賀町立保育所等給食調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月
多賀町教育委員会

1. 目的

本要領は、多賀町立保育所等給食調理等業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度（教総委）第60号多賀町立保育所等給食等調理業務委託

(2) 業務内容

多賀町立多賀ささゆり保育園、多賀町立大滝たきのみやこども園および多賀町立久徳うぐいすこども園の給食調理業務の委託

*別紙「令和7年度（教総委）第60号多賀町立保育所等給食等調理業務委託仕様書」ならびに「発注者要求事項」のとおり。

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

*長期継続契約とします。ただし、契約締結日から令和8年4月1日までの間は、業務委託の準備期間とします。なお、この間は役務の提供を受けないため、委託料の支払は生じないものとします。

3. 契約上限額

令和8年度から令和10年度の3年間の本業務に係る契約上限額は、159,159,000円（消費税および地方消費税を含む。）とします。

*ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意してください。なお、契約上限額には、2.業務の概要（2）業務内容に係る全ての経費とし、上記契約上限額を超えてはなりません。契約上限額を超えた場合は失格とします。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

項 目	期 日	備 考
プロポーザル実施公告	令和7年10月20日（月）	ホームページ掲載
質問の提出期限	令和7年10月31日（金）17時15分必着	電子メール、郵送もしくは持参
質問の回答	令和7年11月 7日（金）	回答内容は多賀町ホームページに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和7年11月19日（水）17時15分必着	郵送または持参
企画提案書等の提出期限	令和7年12月 5日（金）17時15分必着	郵送または持参
プレゼンテーション審査	令和7年12月11日（木）（予定）	審査対象事業者に通知
結果通知	令和7年12月19日（金）（予定）	ホームページ・郵送
契約締結	令和7年12月下旬（予定）	締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録している者。ただし、入札参加資格を有しない場合は、参加意思表明書と同時に下記の書類を提出することで資格者名簿に登録しているものとみなす。
 - ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）および役員名簿
 - ②個人にあつては、身分証明書の写し
 - ③直近年度の国税および地方税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
- (2) 多賀町建設工事等入札参加停止基準（令和4年公告第114号）および多賀町物品関係入札参加停止基準（令和4年公告第115号）による入札参加停止を受けていないこと。
 - ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公告日現在から受託候補者特定の日まで
 - イ 指名型プロポーザル方式にあつては、提出要請日から受託候補者特定の日まで
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないことまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (7) 滋賀県内の認可保育園、幼稚園、認定こども園（公・私の別は問わない。）等において、給食調理業務委託の実績が有り、現在運用保守を行っていること（令和7年度受託予定を含む。）。
- (8) 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。
- (9) 過去3年以内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (10) 契約締結時点で(1)から(9)の要件を満たす業務代行保証人を確保又は代行保証制度に加入すること。

7. 質問の受付および回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1号）により、質問書は電子メール、郵送もしくは持参のいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※ 郵便の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 受付期限 令和7年10月31日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出先 多賀町教育委員会事務局 教育総務課（多賀町役場1階）

(4) 回答方法 令和7年11月7日（金）まで（状況により、予定日前に随時回答する場合があります。）に質問者を伏せた形で多賀町ホームページにおいて回答する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による契約候補者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。

8. 参加意思表示

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、発注者要求事項および多賀町契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア. 参加意思表示書（様式2号） 1部

※多賀町の競争入札参加資格を有しない場合は、参加意思表示書と同時に下記を提出してください。

①法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）および役員名簿

②個人にあっては、身分証明書の写し

③直近年度の国税および地方税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

(2) 提出期間および時間

令和7年11月19日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地

多賀町教育委員会事務局 教育総務課（多賀町役場1階）

TEL：0749-48-8123

(5) その他

参加意思表示書等提出後に辞退する場合は、令和7年12月5日（金）までに、辞退届（任意様式）を多賀町教育委員会事務局教育総務課に提出してください。

10. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、発注者要求事項および多賀町財務規則（昭和39年規則第3号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 提案書の提出について（様式3号） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 7部（正1部＋副（正の写し）6部）

ウ 会社概要書（様式4号） 7部（正1部＋副（正の写し）6部）

エ 業務実施体制（様式5号） 7部（正1部＋副（正の写し）6部）

オ 業務受託実績書（様式6号） 7部（正1部＋副（正の写し）6部）

カ 業務実施準備工程表（令和7年度分）（任意様式）7部（正1部＋副（正の写し）6部）

キ 価格見積書（様式7号） 7部（正1部＋副（正の写し）6部）

※見積金額の根拠となる内訳明細書（任意様式）を添付のこと。

(2) 提出期間および時間

令和7年12月5日（金）午後5時15分必着

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地

多賀町役場 教育総務課（多賀町役場1階）

TEL：0749-48-8123

1 1. 審査方法

本実施要領、仕様書、発注者要求事項および多賀町財務規則（昭和39年規則第3号）等に基づき提出された企画提案書等について、多賀町立保育所等給食調理等業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が審査を行う。

（1）審査方法

企画提案書等による書面審査およびプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準により委員会が審査し、受託候補者を選定する。プレゼンテーション審査は以下の日程で行う。

なお、プレゼンテーションを実施する順番は、参加意思表明書の受付順とする。

- ① 日時 令和7年12月11日（木）予定
- ② 説明時間 20分以内
- ③ 質疑応答 10分以内
- ④ 参加人数 3名（制作責任者、担当者など）以内とする。
- ⑤ 審査基準 審査項目および審査内容のとおり

※ 時間・場所等の詳細は審査対象事業者にのみ別途通知する。

※ 応募数により、書類選考（第1次審査）を実施する場合がある。

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示するものを手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

なお、プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、パワーポイントのスライドや配布物には、事業者の商号または名称、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。

※ プレゼンテーションで使用する機器については、提案者が準備すること。ただし、スクリーンは当町で準備する備品を使用可能とする。（使用の有無については、事前に事務局に連絡すること。）

（2）審査項目および審査内容

審査は下記審査基準表に基づき採点を行います。

- ① 合格基準 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）が6割以上とする。

【審査基準表】

審査項目	審査内容	配点
会社概要・業務実績	類似業務の過去の主要業務の実績、件数	5
給食業務の基本方針	給食業務に対する考え方や、児童や施設職員との関わり方	20
業務実施体制	平時の人員配置体制や有事の代替要員派遣体制の考え方が優れているか	10
衛生管理体制	衛生管理体制の考え方が優れているか	10
危機管理体制	事故防止の取組および事故発生時の対応体制の考え方が優れているか（設備管理および食材管理の両方についての考え方について）	20
業務従事者の採用・教育体制	業務従事者の採用および教育体制の考え方について優れているか。	5

地域への理解	地域特性を理解し、特産物を積極的取り入れるなどの考え方が優れているか	5
その他追加提案	業務の運営に関する追加提案があるか。また、その提案内容が優れているか。	15
見積価格	全提案者のうち最低見積額／当該提案者の見積額×10 ※小数点以下切り捨て	10
合計		100

【採点基準】

配点	評価の目安と得点表					
	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0
15	15	12	9	6	3	0
20	20	16	12	8	4	0

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和7年12月19日（金）（予定）

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替えおよび追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4. 契約および支払方法

ア 契約の方法

選定委員会で受注候補者として選定された事業者と多賀町は、提案書等の内容を基にして業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が調った上で契約上限額の範囲内で契約を締結します。ただし、協議等が調わない場合は、次点者と改めて多賀町が協議等を行うこととします。

また契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約で行い、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

1 5. 情報公開および提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、多賀町情報公開条例（平成14年条例第32号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 6. その他

（1）言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

（2）費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を多賀町に請求することはできない。

（3）参加辞退の場合

表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）により、担当課宛てに提出すること。

（4）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会またはヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合 ※金額を事前公表する場合

（5）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

（6）提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 7. 担当部署

多賀町教育委員会事務局 教育総務課

住 所：〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

電 話：0749-48-8123（直通）

FAX：0749-48-8155

E-Mail：k-ed@town.taga.lg.jp